

出資先等の整理

現行

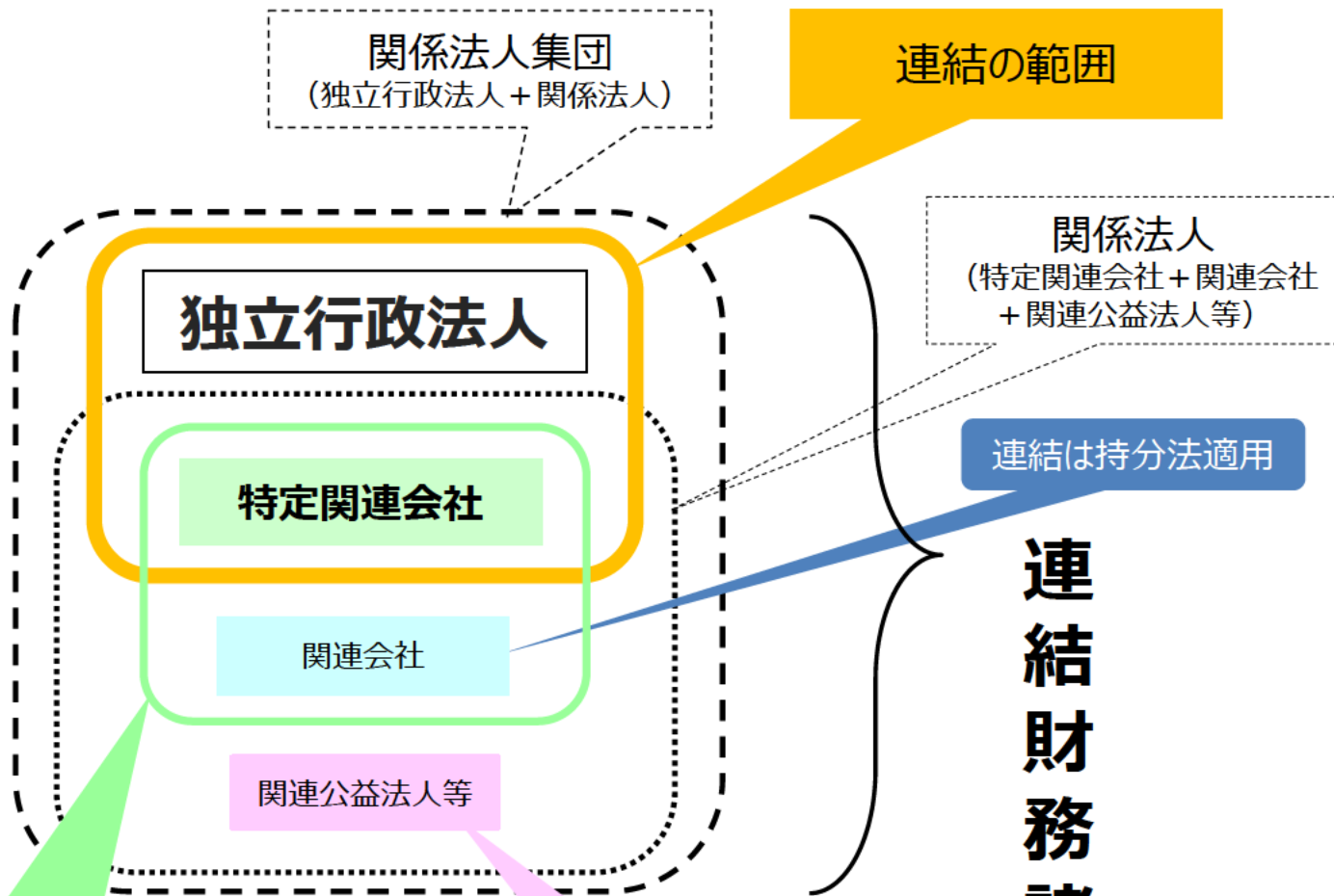
会計基準上の分類	①実質支配力基準	②業務一体性	法人の長が提供している情報	会計処理
特定関連会社	○	○	公的資金の使用状況 (関係法人集団の総合的報告)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 連結財務諸表の作成 ✓ 連結附属明細書の作成
		×		
関連会社	×	—	出資の評価 (低価法 & 洗替法)	持分法による評価 (連結財務諸表のみ)
その他有価証券	×		出資の評価 (時価)	全部純資産直入法
関連公益法人等	—		財務情報、非財務情報	連結附属明細書の作成

改訂案

会計基準上の分類	①実質支配力基準	②業務一体性	法人の長が提供すべきと考えられる情報	会計処理
特定関連会社	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公的資金の使用状況 (業務一体性に基づく法人集団の総合的報告) ✓ 出資の評価 (持分額が取得原価を超える場合も評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 連結財務諸表の作成 ✓ 連結附属明細書の作成 (簡素化) ✓ 個別財務諸表における持分法的評価 ✓ 個別附属明細書の情報の拡充
関連会社	○	×	出資の評価 (持分額が取得原価を超える場合も評価)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個別財務諸表における持分法的評価 ✓ 個別附属明細書の情報の拡充
	×	—		
その他有価証券	×	—	出資の評価 (時価)	全部純資産直入法
関連公益法人等	—		財務情報、非財務情報	個別附属明細書の作成

注：連結の範囲及び持分法の適用の範囲についての重要性等に係る規定による取扱いを除く。

個別財務諸表



連結の範囲

関係法人
(特定関連会社 + 関連会社
+ 関連公益法人等)

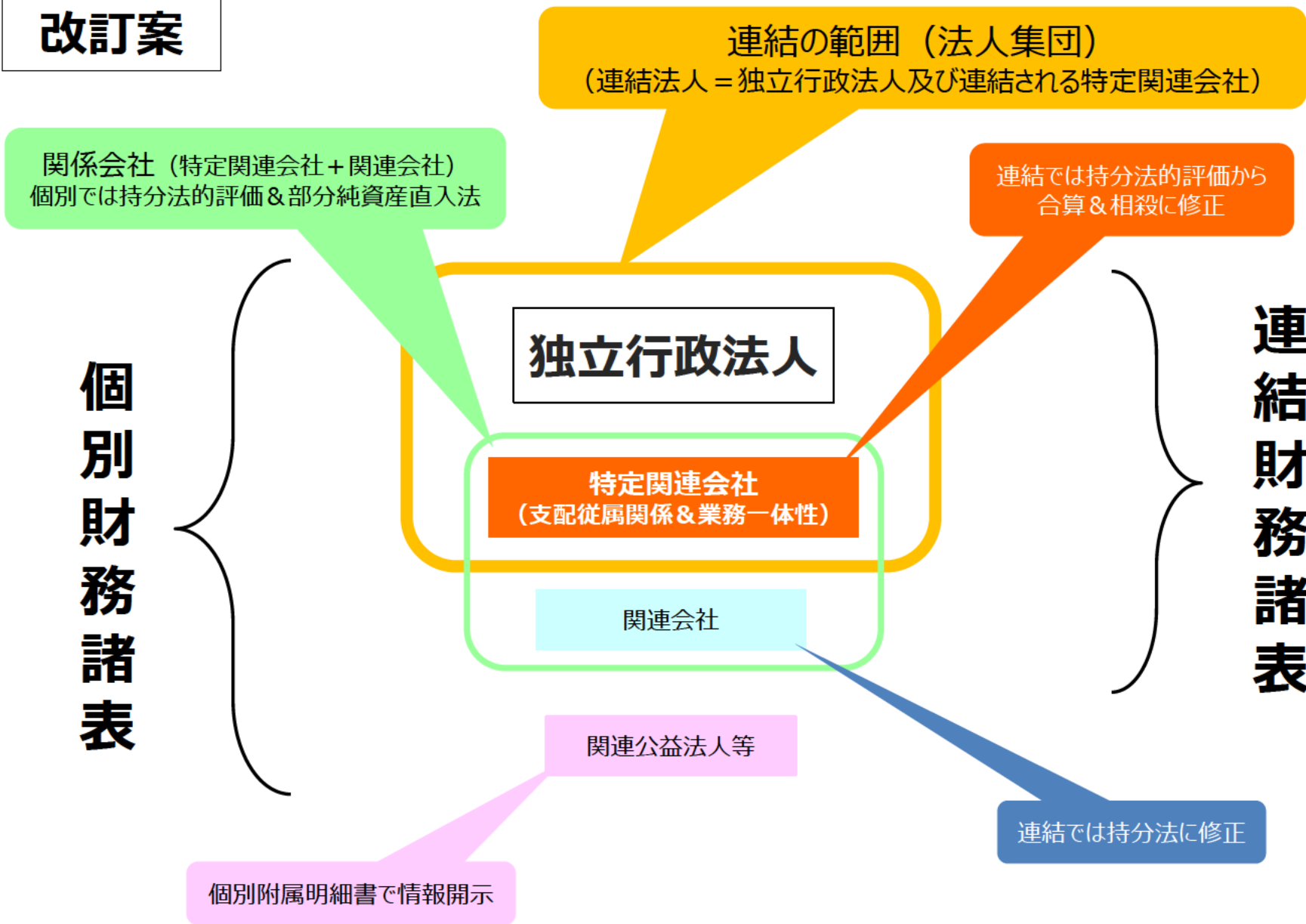
連結は持分法適用

連結財務諸表

関係会社 (特定関連会社 + 関連会社)
個別では評価損のみ計上

連結附属明細書で情報開示
(連結非作成の場合は個別にて開示)

改訂案



注：連結の範囲及び持分法の適用の範囲についての重要性等に係る規定による取扱いを除く。